資料2-2

大阪府自殺対策基本指針・プログレスシート【施策の進行シート】

指	針新第3章 項目	自殺対策基本指針		H34年度までに		施 策 の 進 樹 平成29年度	状 況	平成30年度	
大		に基づく施策の 具体的な取組み	取組み(事業)の概要	目ざすべき姿・目標(成果指標) 標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
1 1		市町村自殺対 策計画の策定 支援	国から提供される地域自殺実態プロファイルや政策パッケージなど,市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される	市町村に対して地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの送付。市町村自殺対策主管課担当者会議での説明の実施。		各市町村が自殺対策計 画を策定てきるよう支援 している。	市町村自殺対策主管課担当者会議での 自殺対策計画について説明実施、必要な 情報を提供するなどを支援を行う。	こころの健康総合センター
2 2	(1) ①	厚生労働省等 からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供 資料の分析等	適切に情報収集を行い提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	必要な情報収集、分析をおこない、 実態を把握をしていく	自殺者統計など情報の収集。	情報収集を行い、実態把 握に努めている。	必要な情報収集、分析をおこない、実態を 把握をしていく。	こころの健康総合センター
3 2	(1) ①	厚生労働省等 からの情報収集		したものをもとに、広域での実施	にはいめる月別の自殺有数寺にういて、自殺対策推進センターと連携 したがら庭内古町村別に公析を行	統計データの随時提供及び会議、セミナーを通じて情報提供を行った。 ・市町村会議 ①8/23、②10/24 ・トップセミナー1/22	0	厚生労働省や府警察本部より情報提供の ある月別の自殺者数等について、自殺対 策推進センターと連携しながら府内市町 村別に分析を行い、庁内関係各課、府内 市町村等に情報提供を行う。	地域保健課
4 2	(1) ①	自殺統計データの提供			継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	毎月、月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計 データの提供を行った。	0	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	大阪府警察本部
5 2	(2) ①	自殺者等の資 料収集と情報の 発信		統計資料をもとに市町村に対して 自殺の現状等を迅速な情報提供 を行い、計画策定等に活かすこと ができている。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	自殺者数など、各市町村別に確認できるよう にホームページにて情報提供。	市町村別に統計データを 提供することにより各市 町村における自殺対策に 寄与している。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提	こころの健康総合センター
6 3	(1) ①	インターネットによる普及啓発	対注事外サナルに関うの目形でに	で日秋民建事系寺の正しい加畝	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	ホームページにて自殺関連事象に関する情報を提供。	きるように、提供方法の	ホームページなどインターネットを活用し、 自殺や自殺関連事象の正しい知識の普 及を図る。	こころの健康総合センター
7 3	(1) ②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズ カウンセリング能力の向上を目的と した研修会及び個別施策層を対象 とした普及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行為を行う者)への理解を深め、HIV/ AIDS をはじめ、その他性感染症の予防啓発に繋げられるようになる。	•HIV/ AIDS等研修会の開催 •MSM向はHIV/AIDS等性感染点の	平成29年8月29日(火)14時30分~17時30分 参加者 214名 ⑤STI学習会(MSM向け 4回シリーズ)	的知識、カウンセリングの基本的な技法、陽性者への告知面接に対応できる内容となっており、参加者の9割が、「とても活かせる」、「活かせる」と回答しており、	②州省 11名 ④HIV検査 相談指導者研修会 平成30年7月18日(水)15時~17時 参加者 19名 ⑤性感染症予防講習会	医療対策課

指统	计新第3章	自殺対策基本		1104年度士元/-		施の策の進り	状 況		
	項目	_指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
大	中小	に基づく施策の 具体的な取組み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
8 3	(1) ②	人権啓発事業	同性愛者、性同一性障がい者等の 性的マイノリティに関しての正しい 知識の普及啓発を行う。	性的マイノリティに関する府民の人権意識が高まる	ver.32」に性的マイノリティに関する 記事を掲載する ・配布予定部数 墨字版 28,000部 点字版 200部 ②府民向けの啓発リーフレットを作成、配布する ・配布予定部数 5,000部 ③府民対象の講演会を開催する	の開催 【ステッカー作成】2,500枚	冊子及び啓発チラシの発 行、講演会・研修会・啓発 イベントの開催等により、 性的マイノリティの人権 問題に関する府民の理 解の増進を図った。	①人権情報ガイド「ゆまにてなにわvol.33」への性的マイノリティの人権問題に関する記事を掲載・発行予定部数: ・発行予定部数: ・選字版 40,000部点字版 100部 ②性的マイノリティの人権問題に関する府民向け講演会実施時期:平成30年10月13日(予定)予定参加者数:600名程度 ③学生企画による啓発コンテンツ作成 ④性的マイノリティの人権問題に関する行政職員向け研修会 ⑤性的マイノリティの人権問題に関する行政職員向け研修会 ⑤性的マイノリティの人権問題に関する移発パネルの作成 ⑥府民向け啓発チラシの増刷	人権局
9 3	(2) 1	自殺予防普及啓発	国が設定する自殺予防週間(9月10日の世界自殺予防デーから1週間)、及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう自殺対策推進センターと連携しながら情報提供等を行う。	・国や府における自殺対策の取組み等について情報収集し、市町村や保健所等に情報提供することで、地域の実状に応じた取組みの参考となり、地域の自殺対策が強化されている。 ・自殺についての情報を多く提供することで、自殺が身近な社会的な問題としてとらえる府民が増えている	・国が設定する自殺予防週間(9月10日及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう、9月と3月の府内市町村での取組について府民等に情報提供を行う。・自殺対策推進センターと連携しながら、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月に重点的に自殺予防に関連する事業に取り組む。	・市町村取り組み一覧を府HPに掲載 ・国の作成する啓発ポスターを市町村に配布	0	・国が設定する自殺予防週間(9月10日及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう、9月と3月の府内市町村での取組について府民等に情報提供を行う。 ・自殺対策推進センターと連携しながら、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月に重点的に自殺予防に関連する事業に取り組む。 ・自殺予防週間のある9月から、自殺対策の電話相談事業の一環として、LINEの無料通話機能を活用したLINEこころの電話相談を開始する。	地域保健課
10 3	(2) 2	相談機関等の 啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児 童問題等自殺の要因に繋がる各相 談機関等を広く府民に啓発する冊 子等の作成、WEB掲載	様々な相談機関等についての情 報が広く府民に周知されるように なる。	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知 していく。	ホームページにて自殺関連事象に関する情報を提供。相談機関一覧を掲載。		様々な相談機関などの情報をホームペー ジなどを活用して府民に周知していく。	こころの健康総合センター
11 3	(3) ①	成・パネル作成 貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	相仲沃思の垤胜が沫まり、ブラ内	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出し、ホームページを利用して普及啓発を実施。	保健所へのパネル貸し出し、市町村、保健所等へのリーフレット配布	精神疾患の早期発見、早 期治療につながるように	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出し、 ホームページを利用して普及啓発を実施。	こころの健康総合センター
12 4	(1) ①	教育相談に関する教職員研修	教育相談研修や府立学校首席研修において、すこやか教育相談 (メール相談)や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教職員一人ひとりののカウンセリ ングスキル等の資質向上が図ら れている。	教育相談に関する研修において、 自殺予防を取り上げる予定である。	教育相談課題別選択研修において関係機関 連携等による自殺企図者への支援について 講義。	カウンセリングスキル等 の向上が一定図られてい る。	教育相談に関する研修において、自殺予 防を取り上げる予定である。	教育センター
13 4	(1) ②	生徒指導者養 成研修の周知	養成研修について、各私立学校に	ことにより、私立学校教員の自殺	文部科学省が実施する生徒指導者 養成研修について、各私立学校に 周知	同研修につき、各私立学校に周知した。		文部科学省が実施する生徒指導者養成 研修について、各私立学校に周知	私学課

指針	计新第3	自殺対策基本				施・策・の・進・捗			
	項目	→日秋刈泉坐本 →指針		H34年度までに		平成29年度		平成30年度	
		に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	目ざすべき姿・目標(成果指標) 際原則として数値目標を記入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
14 4	(1) (2	児童生徒の自 殺予防に関する 普及啓発協議 会の周知	の日枚了 の 一 関リる百人合光 協議	ことにより、私立学校教員の自殺	文部科学省が実施する「児童生徒 の自殺予防に関する普及啓発協議 会」について、各私立学校に周知	同協議会につき、各私立学校に周知した。	0	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺 予防に関する普及啓発協議会」につい て、各私立学校に周知	私学課
15 4	(1) (2	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、 府内の私立学校に周知および資料 を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	いじめ防止対策推進法の施策を、 府内の私立学校に周知および資料 を送付	同施策にかかる資料等につき、各私立学校に 周知した。	0	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の 私立学校に周知および資料を送付	私学課
16 4	(1) (2	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自 殺予防」(平成21年3月文部科学 省)の活用について、府立学校への 継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活	府立学校全校に啓発冊子等の活用 について周知。	実施済み	0	府立学校全校に啓発冊子等の活用につ いて周知。	高等学校課
17 4	(2)	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への担談従来者に専門的・実践的な	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催・600名(年間100名×6年)	現場のニーズに合ったテーマの研修を5月以上を拡展を持つ	ゲートキーパー養成、認知行動療法、妊産婦のメンタルヘルス、自死遺児等をテーマに自殺対策研修を実施。 ・8回受講者数:491名	様々なテーマ・対象の研修を開催し、相談機能が 向上するように実施して いる。	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	こころの健康総合センター
18 4	(2)	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病 の治療に有用な認知行動療法を普 及するための研修を行う。		府内医療機関等職員を対象に認知 行動療法研修を行う。			平成29年度で研修実施終了。	こころの健康総合センター
19 4	(2)	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	自殺未遂に関する理解が深ま	医師・薬剤師に対しても自殺対策人 材養成研修やゲートキーパー研修 などの情報を周知していく。	日权不必又抜]で天旭。 1日15夕	化した研修については実	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	こころの健康総 合センター・(H24 のみ 薬務課)
20 4	(3)	自殺対策人材養成研修		用明村高町川護担ヨ有のパートキーパー研修受講並びにリーダー養成研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	 177。			高齢介護担当者に対して、ゲートキー パー研修ができるように検討を行う。	こころの健康総合センター
21 4	(3)	民生委員・児童 委員及び主任 児童委員研修	員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の	支援の仕方や相談・応接の技術 などの研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童 委員に対して、活動に必要な知識 や時事問題など、経験年数に応じ た研修を実施する。 【実施:15日間、参加者予定:2,100 人】	15回	当初目標どおり達成した。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:15日間、参加者予定:1,590人】	地域福祉課
22 4	(3)	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	で、地域に応じた自殺対策が推 進されている。	市町村自殺対策担当者に対して、 地域に応じた自殺対策を推進をして いくために必要な研修等の企画に ついて検討を行う。	日秋州宋明196天池。 10日末町村職員05夕高護	地域に応じた自殺対策が 推進されるように研修を 実施している。	市町村自殺対策担当者に対して、地域に 応じた自殺対策を推進をしていくために必 要な研修等の企画について検討を行う。	こころの健康総合センター

指針新領	^{第3章} 自殺対策基本				 施 策 の 進 拗	·		
項目			H34年度までに				平成30年度	
大中	に基づく施策 の 小 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	目ざすべき姿・目標(成果指標) 際則として数値目標を記入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
23 4 (4)	労働相談関係 機関担当者等 研修 メンタルヘルス 専門相談情報 交換会	労働相談担当者がメンタルヘルス を必要とする労働相談へ的確な対 応が行えるよう、必要な知識等の習 得機会を定期的に設け、資質の向 上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい 知識等の習得により、メンタルヘ ルスを含む相談への的確な対応 ができるようにする。 ・研修及び情報交換会の実施(毎 年各1回)	〇研修及び情報交換会開催 開催回数 1回	〇労働相談関係機関担当者等研修 ・開催回数 1回 ・参加者 17人 〇情報交換会 ・開催回数 1回 ・参加者 18人	計画通り	〇研修及び情報交換会開催 ・開催回数 各1 回	総合労働事務所
24 4 (4)	に関するリーフレット・自殺総合対策相談対応	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	正しい知識の普及がされている。	消費生活センター、地方公共団体 等の多重債務相談窓口等にリーフ レット等の配布を行う。	メンタルヘルスに関するにリーフレットを改訂・ 作成。市町村等の関係部署へ配布。	債務相談窓口への送付	消費生活センター、地方公共団体等の多 重債務相談窓口等にリーフレット等の配 布を行う。	こころの健康総合センター
25 4 (4)	③ 職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等 と連携し、職域におけるメンタルへ ルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、 職域におけるメンタルヘルス対策 が推進されている。 目標・240名(年間40名×6年)	大阪産業保健支援センターと連携し メンタルヘルスに関する研修を開催 する。	大阪産業保健総合支援センターと連携し研修会を実施。 ・3回86名受講(13名、39名,34名)	目標に向かって順調に推 移している。		こころの健康総 合センター
26 4 (4)	大阪府版ゲート ④ キーパー養成テ キスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲート キーパー研修を開催できるように なる。 目標:受講者 40名/年	地域で標準化されたゲートキーパー 研修が開催できるよう、テキスト講 習会を行い、講師を養成する。	テキスト講習会を実施。 ・1回29名受講	トキーパー研修が開催で	地域で標準化されたゲートキーパー研修 が開催できるよう、テキスト講習会を行 い、講師を養成する。	こころの健康総合センター
27 4 (4)	自殺危機初期 介入スキルワー クショップの開 催・講師派遣	ゲートキーパーの役割を果たすた	パーレーアトリスキルた宣めてい	リーダー養成研修を受講した職員 が講師となり、相談支援担当者等を 対象に、自殺危機の初期介入スキ ルワークショップを開催する。	危機介入の初期介入スキルワークショップの 実施。 ・1回24名受講	ワークショップは目標どお り実施している。	研修については平成29年度で終了。 地域より要請があった際は講師派遣を行 う。	こころの健康総合センター
28 4 (4)	④ 自殺対策人材 養成研修	対策の窓口担当者、また教員、養	一一	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	自殺対策研修を実施。 ・8回491名受講	様々な分野において研修	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	
29 4 (4)	大阪府版ゲート ④ キーパー養成 研修		施し、地域において研修が実施さ	パー研修を開催することを支援す	保健所、市町村自殺対策担当者等が講師となり、各地域で様々な対象に向けて研修を実施し、ゲートキーパーを養成した。 開催回数:40回 受講者数:981名		保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	こころの健康総合センター
30 4 (5)		パー研修が様々な対象に向けて開	対象に応じたテキストを作成し、 幅広いゲートキーパー養成に活 用されている。 若年者層向け教材の作成(H29) 高齢介護支援者向け教材の作成 (H30) 既存の教材の内容更新(随時)	若年者層を対象としたテキストを作 成する。	・若年者層を対象としたテキスト(案)を作成。・既存テキストの内容を更新。	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるようにテキストを更新等を行っている。	対象に応じたテキストを作成、既存のテキストの更新等を行う。	こころの健康総合センター
31 4 (5)	自殺総合対策 ① 相談対応手引き 集	しゃ かんだ田州マモフレニー ウ狐	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	要請に応じて配布し、相談対応等で活用していく。	既存の手引き集の配布はなし。		適切な相談対応ができるような手引き集 の検討をこなう。また、要請に応じて配 布。	こころの健康総 合センター

指	針新第3章	自殺対策基本				 施 策 の 進 捗			
	項目	指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
大	中小	に基づく施策 の ・ 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
32 4	(5) ①	自殺総合対策 相談対応手引き 集	医療や福祉・介護・生活・法律等の	のことに、より心めな又成が11ん	要請に応じて配布し、相談対応等で 活用していく。	既存の手引き集の配布はなし。		適切な相談対応ができるような手引き集 の検討をこなう。また、要請に応じて配 布。	こころの健康総合センター
33 4	(6) ①	自殺対策従事 者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに 関する研修開催、講師派遣等を行 う。		要請に応じて講師派遣等を行って いく。	支援者のメンダルベルスに関する研修会への 講師派遣。	特化した研修は実施していないが、支援者のメンタルへルスにも留意した研修を実施している。	要請に応じて講師派遣等を行っていく。	こころの健康総合センター
34 4	(7) 1	自死遺族相談 事例検討会	者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健 所等において、より適切な支援が 行えるようになる。	事例検討会を年3回実施	事例検討会を実施。 ・3回	引き続き事例検討会を実 施していく。	事例検討会を年3回実施予定。	こころの健康総合センター
35 4	(7)	自殺対策人材 養成研修	所·市町村·消防·警察·教育等関	目標:受講者数600名(年間100名	遺族、特に遺児等の相談対応が適 切に行えるよう、研修を実施してい く。			遺族、特に遺児等の相談対応が適切に行 えるよう、研修を実施していく。	こころの健康総合センター
36 5	(1) ①	普及と活用を図	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料 集及び教師用指導書を各学校に配 付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢 や志をはぐくむ教育」を活用。	冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活 用 小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%		冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用 小学校 100% 中学校 100%	小中学校課
37 5	(2) 1	事業場内メンタ ルヘルス推進担 当者養成研修 会	中小企業等におけるメンタルヘルス 推進担当者(人事労務担当者等) の養成		〇メンタルヘルス推進担当者養成 研修会 開催 開催回数 2回 定員200人×2回	〇研修会 •開催回数 2回 •受講者数 325人(合計)		○メンタルヘルス推進担当者養成研修会開催・開催回数 2回・定員200人×2回	総合労働事務所
38 5	(2) 1	職場のメンタル ヘルスに関する セミナーの実施	町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	・セミナー受講者 1,200人 (年2回×定員100人×6年間)	〇セミナー開催 年2回 定員100人×2回	○セミナー ・開催回数 4回 ・受講者数 313人(合計)	計画以上	○セミナー開催 ・年2回 ・定員100人×2回	総合労働事務所
39 5	(2) ①	Д 環境 内土促進 ■事業 ■	中小企業の事業主及び人事労務担 当者·労働者に労働法の基礎的知 識を周知·普及と個別課題にかかる 実務ノウハウを提供する講座を実 施し、労働環境の向上の取組みを 促す。	・労使間トラブルの未然防止及び	〇セミナー開催 年14回 定員 計1,000人	○セミナー ・開催回数 17回 ・受講者数 985人(合計)	概ね計画通り	〇セミナー開催 年14回 定員 計1,000人	総合労働事務所
40 5	(2) ②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	防止 •専門相談:毎月5回 相談者 600 人		○専門相談 -開催回数 毎月5回 -相談者 37人 ○特別労働相談会 -開催回数 2回 -相談件数 443件	計画通り	〇専門相談 ・毎月5回 〇特別相談会開催 ・年2回	総合労働事務所

扌	旨針新第 33	自殺対策基本				施策の進機	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	項目	指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
:	大 中 /.	に基づく施策の 具体的な取組み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
41	5 (2) (2	甲州のための	夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	が個人として尊重され、性別にと らわれることなく、自分らしくのび	電話相談180件 第2、3土曜日 17:00~21:00 その他の週水曜日 16:00~20:00	電話相談 199件	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図った。	电前性談 第2 2 + 瓔 ロ 17:00~21:00	男女参画•府民協働課
42	5 (3)	ここつの健康フ			要請に応じて配布し、相談対応等で活用していく。	ストレスに関するリーフレットの配布。 ・1455部	リーフレットを配布し、啓 発を行っている。		こころの健康総合センター
43	5 (3) (2	所営公園事業 の推進	難場所など多様な機能を持つ府党	まちの景観や魅力を高めるとともに、憩いやスポーツ、観光など多様な活動を展開でき、府民に親しまれる府営公園となっている。	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点 となる防災公園の整備や、効率的 な維持管理による施設の長寿命 化。	19公園において事業を推進した	計画通り	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点となる 防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。	
44	5 (4)	災害時こころの ケア体制整備	の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する	ガイドライン・マニュアルを作成 し、周知されている 人材養成研修・災害訓練を実 施、資機材等の整備おこない、災 害時の対応に備えている。	発災時を想定し、平時より人材養 成、体制整備等を進めていく。	DPAT養成研修実施。 •65名受講 災害訓練参加。	災害時に対応できるよう に人材養成等を行ってい る。		こころの健康総合センター
45	6 (1)	こころの健康相談事業	プーカー、休健師寺による相仲休	・精神障がい者が心療内科等適切な医療機関につながる ・精神障がい者の早期治療や社会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談 約4,000件/年	こころの健康相談事業 利用件数 4,000件	こころの健康相談事業 相談件数 4,083件	0	こころの健康相談事業 利用件数 4,000 件	地域保健課•保健所
46	6 (1)	□ 人 奴稱仲件牧 	大阪精神科救急ダイヤルを設置 し、精神疾患で受診が必要な人に 対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰り返す者が適切な相談機関が利用できるようになる。 平成34年度・・・24,000件		おおさか精神科救急ダイヤル利用件数 15,712件	0	<mark>おおさか</mark> 精神科救急ダイヤル利用件数 19,000件	地域保健課
47	6 (1) (2	うつ病について の広報啓発	かける等、うつ病についての仏報啓	がより早く医師等の専門家に相 談できるようなる。	うつ病についてのリーフレットの配 布等により、専門家への相談につな がるように広報啓発を行う。	うつ病に関するリーフレット配布。 ・630部	目標に向かって順調に推 移している。	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるように広報啓発を行う。	こころの健康総合センター
48	6 (1) (医療・福祉・教育・介護等の関係者 を対象に研修開催及び講師派遣を 行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患の理解を深め、早期発見・治療につながるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	め 歯毛に広じていく	精神疾患(精神障がい)の理解に関する研修 会に講師派遣。 ・7回	が	精神疾患の理解と適切な対応のため、要 請に応じていく。	こころの健康総合センター

‡	旨針新第3章	章 自殺対策基本		1104/F G + ~!~	施策の進捗状況				
	項目	指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
;	大中小	に基づく施策 の 、具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
49	6 (1) @	専門研修及の	依存症の本人及び家族への支援に 携わる相談支援機関や医療機関の 職員に対し、対応力向上のための 研修を実施する。	す。	関係機関職員専門職員研修会、医 療機関職員専門研修の実施。	関係機関職員研修を実施。 ・9回356人受講 医療機関職員専門研修実施。 ・3回187人受講	人材を増やすための研 修会を実施している。	関係機関職員専門研修会、医療機関職 員専門研修をそれぞれ実施する。	こころの健康総合センター
50	6 (1)	治療拠点機関、 および地域の相	ホームページ等により、依存症専門 医療機関、依存症治療拠点機関、 および地域の相談支援拠点を選定 し、公表を行う	依存症者が適切な治療・支援に 繋がるようになる。	ホームページ等において、依存症 専門医療機関、依存症治療拠点機 関および相談拠点について選定し、 公表を行う。	・専門医療機関:5、 ・治療拠点機関:1 ・相談拠点:府こころC,府・中核市保健所	0	ホームページ等において、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、公表を行う。	地域保健課
51	6 (1) @	アルコール健康 障がい対策推	するアルコール健康障がい対策部	アルコール依存症者が継続的な 治療・相談支援を行うための体制 の整備ができる。	アルコール健康障がい対策推進計 画の策定	•平成29年9月策定	0	アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・アルコール健康障がい対策部会の開催 ・市町村アルコール健康障がい対策担当 者会議の開催	地域保健課
52	6 (2)	子どもの心の診 療ネットワーク 事業	様々な子どもの心の問題、被虐待 児の心のケアや発達障がいに対応 するため、府立精神医療センターを 中核とし、地域の医療・保健・教育・ 福祉等の関係機関と連携した支援 体制の構築を図る。	教育関係機関等との連携会議の 開催や症例検討会等を実施。参 加する関係機関を拡大させる。	210回以工	連携会議:311回 症例検討会:3回 参加機関:170	0	連携会議や症例検討会等の回数320回以 上 参加関係機関数200ヵ所以上	地域保健課
53	6 (3)	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に技術支援協力を行う。	各地域において自殺対策におけ		各地域でネットワークが構築されるように支 援。	ネットワーク構築に必要 な支援を行っている。		こころの健康総合センター
54	7 (1) (1	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等の活用等の 事業にかかる費用の一部を補助。	ノーンヤルリーカー寺が、いし	スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等の活用等の 事業にかかる費用の一部を補助。	78の私立高等学校、40の私立中学校、12の 私立小学校に対して同事業にかかる費用の 一部を補助した。	0	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	私学課
55	7 (1) (1	子どもの人権 SOSミニレター 事業(法務省実 施)への協力	子どもの人権SOSミニレタ一事業に 対する協力依頼を各私立小中学校 に実施		子どもの人権SOSミニレター事業に 対する協力依頼を各私立小中学校 に実施	同協力依頼につき、各私立小中学校に周知、 依頼した。	0	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	私学課
56	7 (1) (1	障がいのある生 徒の高校生活 支援事業	×+1-1-7-24-1-15-5-5-111-15-5-5-111-15-5-5-111-15-5-5-111-15-5-5-5-111-15-5-5-5-111-15-5-5-5-111-15-5-5-5-5-5-5	活用した教育相談体制が充実するとともに、電話相談等の窓口が周知され、子どもたちが安心して	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 府立高校全校において、24時間対応の電話相談等の窓口の周知を図る。	実施済み	0	府立高校全校にスクールカウンセラーを 配置し、教育相談体制の充実を図る。 府立高校全校において、24時間対応の電 話相談等の窓口の周知を図る。	高等学校課

į	旨針新第3章	自殺対策基本		110 A F F + -1-		施・策・の・進・拗	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	項目	指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度	1	平成30年度	
:	大中小	に基づく施策 の り具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
57	7 (1)	人材の活用事	希望する学校に臨床心理士を派遣 し、学校における教育相談体制の 充実を図る	こくる ユビナの不中中が蛙地の	各学校において、昨年度の実績、今 年度の計画から、適切に配置する。	校数は36校で、活用時間は全体で971時間であった。その内、交通事故にあった児童、交通事故を目撃した児童生徒の対応として、1校に83時間、臨床心理士を配置したケースも	た、児童生徒が継続して 安全安心に学校生活を	各学校において、昨年度の実績、今年度 の計画から、適切に配置する。	支援教育課
58	7 (1)	スクールカウン	ウンセラーによる児童生徒、保護	児童生徒が安心して相談できる 体制をめざす。 児童生徒、保護者、教職員等か らの個別相談への対応	相談対応実施	93,814件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
59	7 (1)	スクールソー シャルワーカー 活用事業	児童生徒を取り巻く環境の改善及	児童生徒が安心して学校に通え る体制をめざす。 教職員等からのすべての相談へ 対応	相談対応実施	5,247件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
60	7 (1)		24時間体制で、子ども・保護者・教 職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざ す。 24時間体制における相談への対 応	相談対応実施	4,870件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
61	7 (2)	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センター や市町村、警察	は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	は、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行った。	0	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	大阪府警察本部
62	7 (2)	相談支援 ・市町村児童家	児童虐待の発生予防、早期発見・ 早期対応や虐待を受けた子どもの 適切な保護・支援を図るため、子ど も家庭センターや市町村による相談 支援、一時保護等の体制を強化す るとともに、社会的養護の充実を図 る。	児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児 童対策地域協議会における連携 を強化することにより、子どもの	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日 24講座 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	9日 26講座	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援、市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応していけるよう市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修等を実施した。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ 研修 11日 22講座	家庭支援課
63	7 (2) (2	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性初罪・性異力被害者の心情に配	継続し、相談支援機関との連携	女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配意した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を継続して推進する。	女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配意した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進した。		女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配意した対応を行うほか、 関係機関・団体と連携し、被害者の要望に 沿った支援を継続して推進する。	大阪府警察本部

指	計新第3章 項目	章 自殺対策基本 指針		H34年度までに		施 策 の 進 捗 平成29年度	状 況	平成30年度	
,	П	に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	目ざすべき姿・目標(成果指標) 標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
64 7	(3) 1	妊産婦こころの 相談センター事 業	拠点機関(府立母子保健総合医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルへルスに不調を抱えていると思われる好産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大・相談件数 300件以上	相談件数、300件以上。 医療機関・関係機関等へのコンサルテーション 30件 精神科・産科医療機関との連携体制構築のための研修等を実施予定 地域の支援困難事例においてコンサルテーション等の実施	•相談件数:354 •精神科·産科医連携研修会:1回(11/11)	0	 ・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上 	地域保健課
65 7	(4) ①	返済困難者(多) 重債務者)への 相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 ※平成30年3月30日をもって、相談業務終了		相談延べ件数は年々減少傾向であり、平成29年度は908件。このうち、新規相談は831件であった。 【参考:平成28年度相談延べ件数1,529(うち、新規相談1,196件】	0		金融課
66 7	(4) 2	生活困窮者自立支援事業	祉事務所設置自治体の取組みの 広域支援を行うとともに、府福祉事 務所設置自治体(郡部)として、必 須事業に加え、全ての任意事業を 実施する。また、認定訓練事業所の	内設直日石体の日滑な事業美元 や任意事業の促進を図るととも に、那知になける実施体制の変	生ましつい が	・市町村連絡会議4回、従事者研修5回、地区別研修3回・全 43市町村を訪問・広域就労支援事業を10自治体で実施・認 定就労訓練事業意見交換会1回・任意事業実施率 H29:75.7%⇒H30:78.6%	達成	 ・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加 	地域福祉課
67 7	(4) 3	各実施機関が 行う家庭訪問	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問を世帯の 状況に応じ必要な回数実施。	各実施機関が、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回数実施完了 する(見込み)	各実施機関が、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回 数実施	達成	生活保護による最低限度の生活保障と、 ケースワーカーの家庭訪問による生活状 況の把握を行う。	社会援護課
68 7	(5) ①		「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職 勧奨」などの労働問題に関する相 談に対応	・安定した労使関係構築の支援	〇労働相談の実施	○労働相談 -開催回数 通年 -相談件数 11,604件 ○特別労働相談会(再掲) -開催回数 2回 -相談件数 443件	計画通り	〇労働相談の実施 ・通年 〇特別労働相談会の実施(再掲) ・年2回	総合労働事務所
69 7	(5) ①	労働情報発信 ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援・府内7地域で開催・相談者 183人・情報提供 1,600件※29年度終了	〇府内7地域で労働相談及び情報 提供を実施	○労働相談会等・開催回数 24回・相談者 124人・情報提供 10,403件・セミナー参加者 330人	計画通り		総合労働事務所
70 7	(5) 2	OSAKAしごと フィールドによる 雇用·就業環境 の改善を目指し た就業支援の 総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職	就職決定者数 年間8,000人 (関連事業含む)	就職決定者数 年間8,000人 (関連事業含む)	8,023人(H29年度実績)	達成	就職決定者数 年間8,000人 (関連事業含む)	就業促進課

‡	針新第 35	一口权对永安作		H34年度までに		施策の進捗	状 況		
H	項目	_ 指針 に基づく施策		目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度 		平成30年度	les etc.
	大中川	の具体的な取組	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記	事業見込み	事業実績	 達成状況	事業見込み	担当課
		み		入。					
71	7 (5) (3	る若年無業者等 の職業的自立を	象に、自己肯定感の養成や就職活	(大阪府地域若者サポートステー	就職決定者数 年間150名 (大阪府地域若者サポートステー ション)	138人(H29年度実績)	未達成	就職決定者数 年間144名 (大阪府地域若者サポートステーション)	就業促進課
72	7 (5) 4	小規模事業経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、 経営の安定・改善・改革に取組む小 規模事業者等に対し、その経営課 題を整理するとともに、課題解決に 向けた支援として必要な相談事業 等を実施する。	常課題を整理と課題解決に向けた支援として必要な相談事業等	経営の安定・改善・改革に取組む小規模事業者等に対し、経営課題の整理、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	_	_	_	経営支援課
73	7 (6) (1	女性の抱える問) 題に関する相談	サポートを行う。また、男性のための電話和談客口を新たに設置す	府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、男女共同参画の実現を目指す。	面接相談1,335件 火~金 17:00~21:00 土·日 10:00~18:00 電話相談2,520件 火~金 17:00~21:00 土·日 10:00~16:00 法律相談48件 第3木曜日 14:00~16:00	1,349件 電話相談 2,453件 法律相談	広域自治体として市町村 相談事業の補完・支援を するとともに、関係部局・ 関係団体との総合調整 及び連携のもと、施策展 開を図った。	電話相談 火~金 17:00~21:00	男女参画•府民協働課
74	7 (6) (1	相談支援	府内6箇所の子ども家庭センター (児童相談所)での児童に関する相 談を実施。また、子ども専用子ども の悩み相談フリーダイヤルを設置 (24時間365日対応)。	24時間365日、子どもの悩みや、 SOSをキャッチし、迅速かつ適切 な対応により必要な支援につな がる。	※予算は、子ども専用子どもの悩み 相談フリーダイヤルを含む夜間・休 日電話対応体制強化事業にかかる 予算。	子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル 受電実績	援、子どもの育成支援事	※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。	家庭支援課
75	7 (6) (1	ひきこもり地域) 支援センター事業	市町村や保健所等が支援ひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域にでかけて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談(コンサルテーション)を実施する。	な支援を受けることができるよう になる。	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに 関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談に よるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会 の運営支援	①大阪府内(堺市・大阪市除く)全市町村の生活困窮窓口(44機関)を訪問し情報収集を行った。 ②コンサルテーション事例延数(電話・訪問込み)251件 ③H29は実施せず ④1保健所で家族教室の運営支援を行った。	身近な地域で支援を受けることができるよう出かけてのコンサルテーションを 実施している。	①各市町村の社会資源等の情報収集。 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施。 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・ 分析。 ④保健所等での家族教室、研修会の運営 支援。	こころの健康総合センター
76	7 (6) (1	こころの健康相談統一ダイヤル	9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策	みを抱えた人が電話で相談する ことで、必要な医療機関や相談 機関に繋がっている	ル 対応力の向上談話相談員対象の講 義研修1回	こころの健康相談統一ダイヤル 月〜金曜日、9:30〜17:00に電話相談を実施。(延数3523件) 電話相談員対象の講義研修を3回、事例検討会を3回実施。	電話相談により必要な医療機関や相談機関につ なげている。	こころの健康相談統一ダイヤル実施。 LINE電話を利用した電話相談を開始(平成30年9月より)。 対応力向上のため、電話相談員を対象とした講義研修1回。事例検討会を3回実施(平成30年11月と平成30年1月)。	こころの健康総合センター

1	旨針新第3	章自殺対策基本		1104左连士本に		施の進り	· 状 況		
	項目	指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
	Х ф /	に基づく施策 の 小 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
77	7 (6)	わかものハート ぼちぼちダイヤ ル	40歳未満の若者を対象にした若者 向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としている若者が、若者専用電話相談の存在を知り、悩みを相談するようになる。		毎週水曜日9:30~17:00に40歳未満の若者を対象にした電話相談を実施。(延数81件) 電話相談員対象の講義研修を3回、事例検討会を3回実施。	る。講義研修や事例検討会により対応力の向上を	研修を1回、事例検討会を3回実施。	こころの健康総合センター
78	7 (6)		府保健所において、難病患者への 訪問や、地域の関係機関と連携し て、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者が安定的な療養生活を 送ることができるよう、大阪府全 体の難病患者支援の均てん化を 図る。	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や 患者を支援する スタッフによる支援方針調整会議	·訪問(実)1,248、(延)3,800 ·面接(実)14,589(延)15,175 ·会議:1,759	0	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や 患者を支援するスタッ フによる支援方針調整会議	地域保健課
79	7 (6)	がん診療拠点 病院に設置され たがん相談支 援センターなど におけるがん患 者及び家族に 対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける 相談者に対して、適切な相談機関・ 窓口を案内	相談者に対して、適切な相談機 関・窓口につなぐ	必要な情報収集、分析をおこない、 実態を把握をしていく	適切な相談機関・窓口につなぐ	適切な相談機関・窓口に つないでいる	相談者に対して、適切な相談機関・窓口につなぐ	健康づくり課
80	7 (6)	自殺対策人材 養成研修及び 自殺総合対策 相談対応手引き 集	包括文法センダー戦員や介護文法 専門員等介護関係機関従事者が、	··• · -/	川 護民旅行への日 枚刈 東入州 町修 の 国 知 太 図 ス	自殺対策研修を実施。 ・8回市町村職員95名受講 介護関係職員に特化した研修は未実施。	介護関係職員を対象とし た研修の実施には至って いない。	介護関係者への自殺対策人材研修の周 知を図る。	こころの健康総合センター
81	7 (7)	① 薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監 視指導において、毒薬及び劇薬の 取り扱いについて確認及び指導を 実施し、法令に基づく適正管理の徹 底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、 毒薬及び劇薬による自殺の予防 につなげる。	医薬品等一斉監視指導において、 毒薬及び劇薬の取り扱いについて 確認及び指導を実施する。	実績:2,024件	0	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導 を実施する。	薬務課
82	7 (7)		に、毒物劇物監視員による店舗等		毒物及び劇物について、厚生労働 省からの通知の周知を行うととも に、店舗等への監視指導をする。	実績:378件	0	毒物及び劇物について、厚生労働省から の通知の周知を行うとともに、店舗等への 監視指導をする。	薬務課
83	7 (8)	自殺につながる 情報の削除依	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡して、当該情報の削除を推進する。	自殺につながる情報を発見した 場合に、インターネット・ホットライ ンセンターに連絡する等、当該情 報の削除を継続して推進する。	ノダーに連絡9 る寺、ヨ談情報の削	自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡する等、当該情報の削除を推進した。	0	自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡する等、当該情報の削除を継続して推進する。	大阪府警察本部

指	計新第:	新第3章 自殺対策基本								
	項目		指針		H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指		平成29年度		平成30年度	
大	中	小	に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	標) ※原則として数値目標を記 入。	事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
84 7	(8)	2	普及と青少年に 対する適切なイ ンターネット利 用に関する啓発	月少午へのフィルグリングの百及を	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	適切なインターネット利用に関する 教育及び啓発活動等の取組を継続	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を行った。	0	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	大阪府警察本部
85 7	(8)	2	ョダギバのフィルタリング普及 ロギ	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容 (フィルタリングに関する事業者 の説明責任等)の遵守率100%	・普及啓発チラシ等を活用したフィ	● 男 以 冬 十つい 手を 注 中 16 ノイルタリンク	・青少年健全育成条例の 規制内容の更なる周知を 図った	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	青少年課
86 7	(8)	3	守るサイバー	イトへのアクセスによる犯罪被害の	いじめや犯罪被害の未然防止や 早期発見をめざす。 定期的なアドバイザー会議等を 年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議等開催相談対応	連絡会:2回、アドバイザー会議:2回、相談件 数5件	概ね達成できている	アドバイザー会議等開催相談対応	小中学校課
87 7	(8)	3	自殺予告者の 安否確認の実 施		自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	自殺予告者が判明した場合に、安 否確認を確実に行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確 実に行った。その際、自殺未遂者相談支援事 業に繋がるよう、事業説明を行い、再企図の 防止に努めた。	0	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	大阪府警察本部
88 7	(9)		総合相談事業	住民の自立支援、福祉の向上等に 資することを目的に、市町村が地域 の実情に沿って取り組む相談事業 を支援、促進するため市町村に交 付	市町村の人権相談機能の充実・ 強化を図り、府民が身近なところ	促すため、市町村に対し総合相談	交付金額 259,468 千円	交付済	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を 交付する	人権局
89 8	(1)	1	夜間・休日精神 科合併症支援 システム	が要な方に対応するだめ、無番による空床確保等による精神科の救 会体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終 えた合併症患者の合併症支援病 院への円滑な転院や精神科的な 支援 平成34年度 200件	事業利用件数 220件	利用件数:244件	0	事業利用件数 240件	地域保健課
90 8	(1)	2	精神科救急医 療体制整備事 業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	夜間・休日において、精神疾患の 急変などにより緊急に診療を要 する患者のため、民間精神科病 院等の輪番制による入院等の医 療対応が可能な体制を整備す る。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応(入院・外来等)件数 1,800件	救急対応件数:1,592件	0	救急対応(入院・外来等)件数 1,800件	地域保健課

指	计新第3章	自殺対策基本	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況 平成29年度 平成30年度				
大	項目 中 小	指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
91 8	(2) ①		府内救命救急センターに、搬送され た自殺未遂者への支援と地域関係 機関との連携について検討を行う	自殺未遂者への支援が充実され			救命救急センター担当者 のみの検討会は実施せ ず。		こころの健康総合センター
92 8	(2) ①	自殺未遂者相 談支援センター 事業	われているかなどのフォローアップ を1年間定期的に実施することで、	トで自殺不逐有相談又様でフターでフォローアップした者の1年間以内の未遂・搬送者率を10%以内にする ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。 ・事例検討等により、保健所の精神保健相談員の自殺未遂者に対する対応力が向上している。	・地域の関係機関との会議	・フォロー数:88件 件(うち再企図1件) ・担当者会議:10 ・検証会議:1	0	・救急救急センターへ搬送された自殺未遂者のうち、支援について同意がとれ、フォローアップした数…100件・うち、1年以内に再企図するケースを6件以内とする・担当者会議開催数(事例報告含む)…6回・地域の関係機関との会議(アイリス検証会議)の開催数…2回・自殺未遂者支援センター主催の研修開催数…2回・3か年計画事業の最終年度にあたることより事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方策をカンファレンスや研修会で地域の関係機関にフィードバックし関係機関のスキルアップをめざす。	地域保健課
93 8	(2) ①	談支援事業(い	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	・府内での自殺未遂者が減少している。 ・府警・保健所・地域の関係機関	含む)への事業再周知のための資	・受理数:490 ・総支援数:5,614 ・リーフレットの作成:8,000部 ・関係機関会議:3/9	0	・各警察署(警察署所在地別)からの「支援事案情報提供書」受理数…360件(大阪市・堺市を除く)・総支援数…4,800件・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布・本課において、事業の進捗状況の把握や、事業の課題について話し合うための関係機関会議を開催…1回	•地域保健課 •保健所
94 8	(2) ①	日权不还日义	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対し て、確実に事業説明を行い、事後 の相談支援等につながるよう、継	確実に事業説明を行い、事後の相 談支援等につながるよう、保健所に	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事 業説明を行い、事後の相談支援等につながる よう、保健所に情報提供を行った。	0	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に 事業説明を行い、事後の相談支援等につ ながるよう、保健所に情報提供を行う。	大阪府警察本部
95 8	(2) ①	自殺対策人材 養成研修		警察、消防、保健所等の機関が	未遂者支援研修実施	「未遂者支援」を実施。 ・1回15名受講	研修実施した、受講者数 は、目標値に達していな い。		こころの健康総合センター
96 9	(1) ①	自死遺族相談	日光退族怕談を専門怕談とし〔夫 協する	専門相談として自死遺族相談を 継続実施し、遺族が安心して相 談できる場となる。	・電話相談・・・延べ数35件(実数23件) ・面接相談・・・延べ数25件(実数13件)	『電話怕談『『延へ釵32件(夫釵2/件)』 『面垶相談』』『延べ数33件(実数17件)	遺族が安心して相談でき る場の提供が継続して行 えている。	専門相談として自死遺族相談を実施。	こころの健康総 合センター

1	指針新第3章		自殺対策基本		1104年中十一年	施策の進捗状況				
	項	項目	指針	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) 標) ※原則として数値目標を記 入。	平成29年度			平成30年度	
	大「	中小	に基づく施策 の 具体的な取組 み			事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	担当課
97	9 (2) ①	緊急支援チーム の派遣	必要に応じて、精神科医、弁護士、 臨床心理士 、指導主事等の専門家 を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケース に対し、発生後の周りの人々に 対する心理的ケアをめざす。市町 村からの要請に対する緊急支援 チームによる支援		24回	概ね達成できている	緊急支援チームの派遣	小中学校課
98	9 (2) ①	障がいのある生 徒の高校生活 支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキ スパート支援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の周囲の 人々に対する心理的ケアが行わ れるとともに、子どもたちが安心 して学校生活を送るための学校 体制を整える。	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する心理的ケアを行うとともに 学校体制を整える。	実施済み	0	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する 心理的ケアを行うとともに学校体制を整える。	高等学校課
99	9 (2) ①	人材の活用事	必要に応じて、学校に臨床心理士	自殺や自殺未遂発生後の周囲の 人々に対する心理的ケアが行わ れるとともに、子どもたちが安心 して学校生活を送るための学校 体制を整える。	緊急時対応として、学校から希望が あった場合には、その必要性を鑑	府立支援学校において、臨床心理士の活用 校数は36校で、活用時間は全体で971時間で あった。その内、自殺願望を訴える子どもへ の緊急時対応として1校に7時間、臨床心理 士を配置したケースも含まれる。	対象の生徒へのカウセリングとともに、教員、保護者に対して学校と家庭が連携のうえ、どのように再発防止をはかるべきかについてのアドバイスを専門的立場からいただくことができた。	緊急時対応として、学校から希望があった 場合には、その必要性を鑑み、適切に配 置する。	支援教育課
100	9 (3) ①	自死遺族の情 報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等)の情報提供を行う。	され適切な機関に繋がるようになる。	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供する。	自死遺族支援についてのリーフレット等を配 布。 ・1055部	自死遺族に対して適切に 情報提供を実施してい る。	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ ホームページにより提供する。	こころの健康総合センター
101	9 (自死遺族支援 についての啓発 リーフレット	リーノレットで小一ムペーン寺で泊		自死遺族支援について、リーフレッ ト等を活用し情報提供を行う。	自死遺族支援についてのリーフレットを配布。 ・1055部	自死遺族に対して適切に 情報提供を実施してい る。	自死遺族支援について、リーフレット等を 活用し情報提供を行う。	こころの健康総合センター
102	9 (4) ①	りつ 秋帆貝の貝	教育相談を担当する担当する教職 員の資質向上のために、遺児に対 するケアも含めた取組みを進める。	ングスキル等の資質向上が図ら	教育相談に関する教職員の資質向 上を図るため、研修を実施予定であ る。	学校教育相談課題別研修等を通して、教育相 談についての実践的スキルの習得等を図っ た。	カウンセリングスキル等 の向上が一定図られてい る。	教育相談に関する教職員の資質向上を図 るため、研修を実施予定である。	教育センター
103	10 (1) ①	自死遺族団体と の公民協働事 業	自死遺族団体と行政機関との公民 協働で事業を展開することで団体 の活性化を図り、充実した遺族支援 が行えるようにする。	支援が必要な自死遺族に必要な 相談等の情報が行き届き支援に つながるようにする。 自死遺族支援に関する講演会等 開催	自死遺族団体と協働で自死遺族支 援についての周知を図る。	自死遺族支援の周知を図るための大学生対象にワークショップ開催。 - 1回141名受講 一般府民向けシンポジウム開催。 - 1回34名参加	自死遺族支援団体ととも に自死遺族支援に関す る周知を図ることができ た。	H29年度で終了。	こころの健康総合センター
104	10 (1) 2	自殺対策民間団体支援事業		殺防止に関する活動が強化されている ・民間団体の自殺を防ぐための	補助金を活用して自殺対策事業を 実施する団体として、6団体からの 参画を予定し、民間団体の自殺を 防ぐための対応力の向上を図る。	団体数 5団体	0	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、6団体からの参画を予定し、 民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	地域保健課
105	10 (1) 3	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働し て取組みができるように情報を提供 する。	市町村と民間団体が協働して自 殺対策に取り組めるようになる。	民間団体についての情報提供。	ホームページにより民間団体についての情報 の提供。	市町村が民間団体と協 働するために必要な情報 提供を実施している。	民間団体についての情報提供。	こころの健康総合センター